

平成30年度 社会福祉法人 阿波市社会福祉協議会 事業計画

『基本方針』

社会福祉協議会（以下「社協」）は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とし、制度にもとづく社会福祉事業だけでなく、多様な社会福祉を目的とする事業の企画・実施や連絡調整などを行う団体として位置づけられ、市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置されています。

社協は、地域住民一人ひとりの生活に目を向け、特に制度では対応しづらい福祉問題を重視し、これを地域全体の問題としてとらえ、地域社会の中で解決策を考え、小地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの実践を生み出していきます。その取り組みにおいては、「住民主体」の理念を貫き、地域住民が主人公となるような社会福祉のあり方を追求してまいります。

（重点課題）

1. 総合力強化のための組織経営改革
2. 総合相談支援体制の確立
3. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開
4. 地域福祉の視点に立った介護サービスの展開

1. 総合力強化のための組織経営改革（法人運営部門）

本会事業の取り巻く現状は、ますます厳しさを増しています。安定的な社協経営を継続するため、法人経営基盤の見直しに努め、阿波市社会福祉協議会としての「総合力強化」を目標に組織経営改革に積極的に取り組みます。

（1）法人運営基盤の強化

① 会務の推進

理事会・評議員会・監事会・地域福祉推進委員会、各種委員会等を開催します。

② 組織・機構の総体的な見直し

効率的な法人運営を行うために、組織を肥大化させず、柔軟かつ的確に対応できるよう組織全体を総体的に見直していきます。あわせて、職員の専門性や適応性を勘案し、適正な配置を行います。また、財政の健全化と共に、福祉サービスや地域福祉の向上を目的とした今後の組織を支える職員構造のあり方も検討します。

(1) 阿波市社協地域福祉活動計画の実行

(2) 阿波市社協発展強化計画の策定（経営検討委員会の設置）

(3) 内部職員運営強化検討チームの設置（法人経営・事業推進）

③ 会員制度の充実

会員の期待を十分に勘案し、それに応える事業展開をするとともに、収支のコストと費用対効果を意識し、経費の収支を明確にします。

④ 会計・事務処理の効率化の実現

業務全般にわたり効率化と経費の削減を進めるため、月次経営収支、業務実施状況、月次業務予定等を周知し、現状に即した事業予算の執行状況を明確にした健全事業運営に努めます。

⑤ 職員の資質向上

職員の資質向上を目指し、全ての職員を対象とした職場研修の実施や、資格取得の奨励を行います。

⑥ 法令遵守の管理体制の取り組み

個人情報等の適切な取り扱いを徹底するとともに、法令遵守に対する職員の意識づけを徹底し、会員たる市民に対する説明責任を果たしていきます。

⑦ 適正な人事管理の取り組み

- ・職員の昇任について明確なキャリアパス要件（能力、資格、経験等）を定めます。
- ・職員の人事考課を行います。

⑧事務事業評価システムの導入

社協の存在意義の明確化、経営理念の再構築を図り、住民に支持される社協づくりを進めるための事務事業評価を行います。

⑨ 指定管理施設の管理

指定管理者制度による施設の効率的な維持管理と運営を行います。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 吉野地域福祉センター | (9) 八幡放課後児童クラブ |
| (2) 土成保健センター | (10) 市場放課後児童クラブ |
| (3) 市場老人福祉センター | (11) 大俣放課後児童クラブ |
| (4) 阿波健康福祉センター | (12) 久勝放課後児童クラブ |
| (5) 一条放課後児童クラブ | (13) 伊沢放課後児童クラブ |
| (6) 柿原放課後児童クラブ | (14) 林放課後児童クラブ |
| (7) 御所放課後児童クラブ | |
| (8) 土成放課後児童クラブ | |

⑩ 経営・財政基盤の強化

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめ細かなサービスを提供するために自主財源の確保に積極的に努めます。

- (1) ボランティア基金・福祉基金の造成
- (2) 中長期的な事業運営に向けて目的に応じた積立金の設置
- (3) 会員制度の拡充強化 普通会員一口 500 円 賛助会員の募集

⑪社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法の改正に対応し、経営組織のガバナンスの強化や財務規律の強化に努めると共に、新定款や諸規定に基づき法人の適正な運営を行います。

2. 総合相談支援体制の確立

社会福祉基礎構造改革、介護保険制度の施行以後、社会福祉協議会においては福祉サービスの利用者の権利擁護が重要な役割となっています。本会においても、これまで、日常生活支援事業、苦情解決事業の推進及び第三者委員活動の強化を図ってきました。

今後、社協においては、これらの事業をより実効あるものとするための取組みを進め、なお一層の利用者の権利擁護を実現することが肝要です。また、悪徳商法被害の防止や高齢者・障がい者・児童への虐待防止等、地域住民の権利擁護に係る幅広い取組みも社協に期待されており、関係機関との連携のもと、その実施に努めていきます。

(1) 総合相談支援の充実(ふれあい福祉センター事業)

社会福祉協議会として地域の中での身近な窓口として役割や総合的な相談支援の取組みを一層強化しなければならないと考えます。

市民の方の悩みごとや困りごとなどの相談や、法律問題、健康、福祉、介護などの専門的な相談についての窓口を設置し、必要に応じて適切な専門機関を紹介したり、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。

- ①心配ごと相談、無料法律相談、行政相談、人権相談、結婚相談
- ②心の相談窓口
- ③ふれあい福祉センター相談員研修会の開催
- ④障がい者の親の心のケア(土成支所)
- ⑤福祉・介護相談
- ⑥成年後見・相続・遺言相談(市場支所)
- ⑦年金相談(吉野支所)

(2) 民生委員児童委員との連携

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中、民生委員児童委員及び関係機関・団体との連携強化を図り、地域住民にとっても最も身近な相談・支援者である民生委員児童委員と地域における福祉ニーズを発見し、課題解決に向けて取組みます。

(3) 障がい者等の権利擁護に関する取組み

判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）の権利や財産を守り、本人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにするという自己実現に向けた取組みみます。

①日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・判断能力が十分でない方に対し、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的な金銭管理書類等預かり支援を県社協の委託を受け実施します。
- ・専門員、生活支援員の配置

②法人後見事業

- ・意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社会福祉協議会が家庭裁判所の受任を受け成年後見人、保佐人または補助人になることにより財産管理や身上監護を行い、その権利を擁護します。
- ・後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断や後見業務の指導を行い、適正な後見業務を実施するため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に行政職員や障がい者施設職員を加えた6名で組織する運営委員会を適宜開催し、事業を実施しています。

③金銭等預かりサービス

- ・初期認知症等老化により心身の不安定な状態の一人暮らし高齢者や障がい者等で自己決定能力が低下している方が、自立した地域生活を送れるように日常的な金銭管理等のサービスを実施し、見守り等の支援を実施しています。

(4) 生活困窮者に対する生活支援

市民が地域社会において、日常生活を営むうえで直面する様々な生活困難課題の緩和及び解消のために、幅広い分野の関係機関と連携し柔軟な個別支援が行われるよう支援します。

①生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とし、県社協の委託を受け実施します。

- ・対象資金（生活福祉資金、不動産担保型生活資金、要保護者世帯向け不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金）

②生活困窮者自立支援事業（阿波市受託）

経済的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

- ・自立相談支援事業（平成30年度新規）

経済的理由等から生活に悩みや課題を抱える方の相談を受け、相談内容に応じた支援方法を判断した上で、活用できる各種サービスや情報提供および助言を行います。また継続的な支援が必要な場合は問題解決に向けた支援計画を作成し自立した生活を送れるように支援します。

- ・家計相談支援事業

家計相談支援員を配置し、自立相談支援機関と協働して生活困窮者からの相談に応じ家計の再建に向けたきめの細かい相談支援を実施します。

- ・学習支援事業

世帯の経済的理由等により学習の機会が失われないよう高校受験や将来の自立に向けて養育相談や学びの機会の提供を行うため学習支援を実施します。

(5) 高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止活動の推進

高齢者・障がい者・児童への虐待の防止のため、これまでの各種の虐待防止に関する取組みを強化するためのネットワークの構築や相談支援の強化を行います。

(6) 苦情解決機能の強化

サービス利用者がより良くサービスを活用し、自己実現につながるように、お客様相談窓口の存在を周知し、第三者委員の活動など苦情解決機能を強化します。

3. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開 (地域福祉活動推進部門)

ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

全ての地域住民が尊重し合い、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティの実現を目指します。

(1) 地域福祉活動計画の実行

各種団体・施設・福祉関係者に所属する方、民間企業に従事する方、学識経験者など住民の代表者を募り「阿波市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、個々の身近なところから問題定義をすることにより、今後の「地域福祉」のあるべき姿について、阿波・市場・土成・吉野の各地域において検討・論議を進めていくことにより地域住民の要望をくみあげつつ具体的な計画を策定しました。

平成26年から、平成30年までの5カ年計画とし、最終年度を迎え阿波市が策定する各行政計画に照らし合わせて平成30年に見直し、随時、検討・調整し、また、変わりゆく社会的環境に応じた施策を行えるように柔軟な体制で4地域における地域福祉活動計画にそって実行します。

(2) 地域福祉推進委員会の設置

地域の特性を活かした地域福祉活動を推進するため、地域福祉推進委員会を設置し、地域福祉の推進に努めます。

(3) 地域福祉型福祉サービスの推進

①ふれあい・いきいきサロン活動の実施

地域住民が主体的に運営するサロンを地域に広げていきます。

(4) 地域助け合い事業の実施

一人暮らし高齢者等を対象にした、住民参加による見守り・助け合い体制確立のための活動を市内全域で積極的に展開していきます。

- ①民生委員・児童委員との連携の強化
- ②一人暮らしの高齢者等の名簿の整備
- ③一人暮らし高齢者へカレンダー配布
- ④一人暮らし高齢者へ配食サービスの実施
- ⑤世代間交流事業の開催

(5) 地域見守りネットワーク

孤立死や虐待、認知症高齢者などの増加により、地域における見守り活動の必要性の声が高まってきている。このような状況に対し、地域の気になる方々を、近隣の地域住民同士で見守り、地域の支援につなげるような取組みを進めます。

(6) ボランティア・市民活動の一層の振興

ボランティア活動の推進のため各種ボランティア養成研修事業の実施やボランティア活動に関する広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化、地域資源の活用による事業の一層の充実を図り、心豊かな福祉のまちづくりを積極的に推進していきます。

①ボランティアセンターの機能の強化

- ・地域で安心して暮らせるまちづくりのため各支所に地区ボランティアセンターを整備し、ボランティアの拠点を整備していきます。
- ・ボランティア活動の希望者とボランティアを必要とする施設等からの相談に対し、活動先の情報や活動者の募集・紹介に努めます。

②ボランティアの養成・発掘

- ・ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため、各種ボランティア養成講座・体験講座を開催し人材育成に努めます。

③ボランティア情報の発信

- ・広報誌、ホームページを活用し、ボランティア活動の情報を発信します。

④地域とのつながりの再構築

- ・地域の見守り、生活支援やサロン活動等の住民参加型の活動を支援し、福祉教育等の取組みと連携した地域福祉活動を行う人材の養成やボランティア、NPO団体との協働事業の開発に努めます。
- ⑤善意銀行運営事業
 - ・寄付をいただいた方と支援を必要とする方へ、善意の有効的活用を図っていきます。
- ⑥福祉バス貸出事業
 - ・市内の非営利団体等へバス（29人乗り）の貸出
- ⑦地域福祉教育の推進
 - ・市内の小・中・高等学校を対象に、福祉教育の研究・実践を通して児童・生徒の健全な成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。
- ⑧災害時に備えた要援護者支援体制づくりの整備
 - ・地震などの大規模災害に備え、災害時要援護者の把握や災害活動支援ボランティアの育成や研修を行います。
 - ・各種研修会（災害救援セミナーの開催）
 - ・阿波市並びに他機関団体との連携
 - ・社会福祉協議会職員災害時対応マニュアルの整備
 - ・災害ボランティアセンター運営マニュアルにそった訓練
- ⑨災害時緊急支援用データの整備
 - ・災害時要援護者のデータベースと地図情報を連動させ、被災時における支援活動を情報面でサポートするシステムを随時更新していきます。
- ⑩災害備蓄品等の整備
- ⑪アマチュア無線クラブ非常通信ボランティア活動の推進
- ⑫災害模擬訓練への参加

（7）障がい者の自立に向けた環境づくり

障がいのある方が気軽に集まれる場、就労、支援関係者のネットワークづくりを一層強化します。

- ①地域生活支援事業（阿波市受託）
 - ・自発的活動支援事業（障がい者ふれあいフェスティバル）
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、自発的な取り組みを支援します。
 - ・移動支援事業（福祉自動車の運行）
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
 - ・レクリエーション活動等支援
各種レクリエーション教室や大会、スポーツ大会等を開催します。
 - ・声の広報等発行（社協だより、広報あわ等）
音訳の方法により、自治体の広報や障害者関係情報等を定期的に提供します。
- ②障害者福祉サービスの自立支援給付等
 - ・同行援助（ガイドヘルパーの派遣、阿波市社協ホームヘルプ事業所）
移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援
 - ・阿波市地域活動支援センターの受託運営（あわデイサービスセンターに併設）

（8）子育て支援活動の促進

- ①子育て親子の交流の場の提供（子育てサロンの開催等）
 - ・異世代の人たちが交流できる場を提供し、子育て家庭を地域住民で支援していきます。
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
 - ・専門の先生による相談
- ③地域の子育て関連情報の提供を行う事業
 - ・サロン間の情報交換
 - ・地域の先駆的に活躍しているサロンの情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する事業並びに講習会
 - ・子育て講演会等の開催
 - ・食育教育の開催

(9) 広報・啓発の充実

一般市民の社会福祉活動に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の強化に努めます。

- ① 広報紙の発行(年2回、全世帯配布)
- ② 阿波市社会福祉大会の開催
- ③ ホームページの運用及び充実
- ④ 報道機関等の活用

(10) 共同募金・歳末助け合い運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動に積極的に協力していきます。

(11) 福祉団体への支援

福祉団体の自立運営に向けた支援を行います。

- ① 身体障害者会
- ② 手をつなぐ育成会
- ③ 母子・寡婦福祉連合会
- ④ 遺族会
- ⑤ ボランティア団体
- ⑥ 地区民生児童委員協議会
- ⑦ 老人会
- ⑧ 婦人会団体連合会
- ⑨ 子育て支援団体

4. 地域福祉の視点に立った介護サービスの展開(在宅福祉サービス部門)

介護保険法、障害者総合支援法等を基盤とした居宅介護サービス事業の効率的な運用並びに地域福祉と連動したサービス体系の整備に努めます。また、社協の「安心・安全な居宅介護サービス」の提供のために職員の質の向上及び事業の健全経営に取り組みます。

(1) 在宅福祉サービス部門の機能強化

① サービスの質の向上と量的ニーズへの対応

サービスの質の向上は利用者への適正な介護には不可欠です。資格試験の斡旋や各種研修等を通じて質の高い職員を養成し、よりきめ細かいサービスの向上に努めます。また少子高齢化社会に伴い要介護高齢者が益々増加していますがそれに対応した適正な人員体制づくりを行います。

② 経営体制の整備

将来にわたり安定的かつ継続的に利用者や家族の方に満足していただけるサービスを提供するためには、在宅福祉サービス事業の健全経営が必要であります。そのために新たな利用者を拡大させる等収入の増強を図るとともにコスト削減を徹底し安定した収益体制を確立します。

③ 地域福祉推進と在宅福祉サービスとの連携

社協の行う小地域ネットワーク事業等の地域福祉活動に利用者、家族を組み入れ、自立の支援を行います。そして「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」在宅福祉サービスを目指します。

④ 部門間の連携

在宅福祉サービス部門は、社協の組織的な運営に法人運営部門、地域福祉推進部門との連携が不可欠であり、相互補完的な体制を整え強力な法人運営を行います。

⑤ 財務体質の改善

財産管理を徹底して行い、無駄を排除して財務体質の向上を図ります。

(2) 介護保険サービス事業・地域支援事業の経営

居宅介護支援事業や各種指定居宅介護サービス事業、地域支援事業を実施して、介護・支援を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。又、要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営む事が出来るように支援するための介護予防・日常生活支援サービスを提供いたします。

地域福祉との連携によって、改正介護保険法・地域包括ケアシステムに対応できる体制を構築します。

① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が要介護状態及び介護予防・日常生活支援事業対象の方に対し、ご本人様とご家族様の生活環境や心身の状態を考慮した介護支援計画を作成し、常に各提供事業者と

の連携を図りながら、自立に向けた生活設計ができるよう支援いたします。

②訪問介護事業及び介護予防・日常生活自立支援事業対象者への訪問介護

訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、必要な生活支援や身体介護、助言等を行います。

③通所介護及び介護予防・日常生活総合支援事業対象者への通所介護

要介護者の心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図り、デイサービスセンターへの送迎、健康チェック、入浴、食事等を提供し、日常生活が円滑に営めるよう生活指導・口腔体操・集団体操・レクリエーション等の各種サービスを提供いたします。

④子育て応援ヘルパー派遣事業

子育て家庭の心身の健康を維持すると共に、児童福祉の向上を目的として、子育て応援ヘルパーの派遣を行います。対象者は妊娠中や体調不良などの事由により、家事又は育児を行うことが困難な方等で、家事に関する事や育児に関する事及び相談等を行います。

(3) 介護認定訪問調査業務の受託

介護保険法に基づく介護認定申請者に対して、介護支援専門員の資格を持つ調査員が公正・中立的な立場で認定調査を行います。

(4) 障害者総合支援法による事業の推進

利用者が安全で安心して在宅で生活するためのサービスの提供をします。

①障がい者ホームヘルプ事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

ホームヘルパー等が障がいのある人等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行います。

阿波市社協ホームヘルプ事業所（市場総合福祉センター内）がサービスの提供をします。

5. その他、地域福祉推進及び本会の運営に必要な事業

(1) 放課後児童クラブ（阿波市受託）

(2) 消費生活センター（阿波市受託）

消費者安全法に基づき、地方自治体に設置が義務づけられている消費生活に関する相談窓口を設置します。商品やサービスなど、消費生活全般の問題や苦情、問い合わせなどを受け付け、問題の解決を支援します。また、消費生活相談員資格の取得を目指しています。

